

経済産業省令第二十六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条第一項第四号、第五条第二項、第十七条及び第二十条の規定に基づき、並びに同法、特許法（昭和三十四年法律第一百一十一号）及び实用新案法（昭和三十四年法律第一百一十三号）を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

経済産業大臣 甘利 明

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号口中「国際出願日の前一年以内の日に当たる」を削る。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(意見書の提出)

第二十一一条の二 出願人は、法第四条第一項の規定により手続の補完をすべきことを命じられたときは、

同項の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

第二十三条规定中「特許庁長官は、」の下に「法第四条第一項又は第三項の規定により」を加える。

第二十五条中「期間内に手続の補完」の下に「に係る書面の提出」を、「しないとき」の下に「又は同項の規定による命令に基づき提出された当該書面において、その手続の補完がされていないとき」を加える。

第二十七条中「国際出願日（法第五条第一項の規定により認定されたものを除く。第七十一一条第一号において同じ。）から三十日」を「同条第一項の規定による通知の日から一月」に改める。

第二十八条第三項中「事由が優先権」を「事由が、優先権」に、「又は国際出願」を「、国際出願」に改め、「同一でないこと」の下に「又は国際出願日が優先日から一年一月を経過した後の日でない」とを加え、同条の次に次の一条を加える。

(優先権の主張の補正の特例)

第二十八条の二 出願人が、第二十七条の三の規定にかかるらず、前条第三項の規定による通知を受ける前であつて第二十七条の三第一項に規定する期間の経過後一月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をしたときは、その補正は、同項に規定する期間内にしたものとみなす。

第二十九条の次に次の四条を加える。

(国際出願の明細書等の補完)

第二十九条の二 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、明細書若しくは請求の範囲の一部がないこと（同条第一項第四号に該当する場合を除く。）又は図面の全部若しくは一部がないことを発見したときは、出願人に対し、書面により手続の補完を一月以内にすべきことを命じなければならない。

- 2 出願人は、前項の期間内に限り、意見書を提出することができる。
- 3 第一項の規定による命令に基づく手続の補完（以下第二十九条の五までにおいて単に「手続の補完」という。）は、様式第十一又は様式第十一の一により、前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十

一のハにより作成しなければならない。

(手続の補完の特例)

第二十九条の三 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から一月間に限り、手続の補完をすることができる。

(国際出願日の認定及びその通知)

第二十九条の四 特許庁長官は、出願人が第二十九条の一第一項又は前条に規定する期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。ただし、当該書面の到達の日が法第四条第三項の規定による国際出願日の前であるときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

(手続の補完の取下げ)

第二十九条の五 出願人は、前条第一項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が認定された国際出願に係る手続の補完を取り下げることができる。

2 前項の規定による手続の補完の取下げがあつたときは、手続の補完に係る前条第一項の規定による国際出願日の認定はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による手続の補完の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(意見書の提出)

第三十条の二 出願人は、法第六条の規定により手続の補正をすべきことを命じられたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

第四十七条第三項中「規定による要約書」を「国際調査報告」に改め、「限り、」の下に「要約書の訂正を記載した書面又は」を加え、同条第四項中「様式第二十又は様式第二十一の二」を「様式第十一の七又は様式第十一の八」に改める。

第七十一条中「三十日」を「一ヶ月」に改める。

第七十七条第一項中「これら」の下に「、次に記述の場合は除く」を加え、回頭に次の二項を加える。

- 一 請書、明細書、請求の範囲、図面又は要約書の提出がない場合及び上記の書類の一部が不呪合である場合

二 要約書に記載された事項を記述する場合

三 優先権の主張に係る事項における優先日のこと変更が生じた場合の場合は

第七十七条第二項を削り、回條中第一項を第三項として、第一項の次に次の二項を加える。

2 出願人は、前項の記述の請求に際して、記述すべき點つ、記述の整理及び必要な説明を、特許庁に付し、書面によつて提出しなければならない。

様式第一の種類「廿「4号活字」を「10ポイントから12ポイントまで」に、「0.21cm」を「0.28cm」に改める。

様式第一の種類「廿「0.21cm」を「0.28cm」に改める。

様式第七を次のよう改める。

様式第七（第16条関係）

# 特許協力条約に基づく国際出願

## 願書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

### 受理官庁記入欄

国際出願番号

国際出願日

(受付印)

出願人又は代理人の書類記号

(希望する場合、最大12字)

### 第I欄 発明の名称

### 第II欄 出願人

この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

電話番号：

ファクシミリ番号：

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国  
指定国についての出願人である：

### 第III欄 その他の出願人又は発明者

その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。

### 第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する：

代理人

共通の代表者

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

電話番号：

ファクシミリ番号：

代理人登録番号：

通知のためのあて名：代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

**第 III 欄 その他の出願人又は発明者**

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

**追記欄** この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

1. 全ての情報を該当する欄の中に記載できないとき（特別な追記欄が用意されている第VIII欄（i）から（v）までを除く）

この場合は、「第…欄の続き」（欄番号を表示する）と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する；特に、  
(i)出願人又は発明者として1人以上を表示する場合で、「統葉」を使用できないとき。

この場合は、「第III欄の続き」と表示し、第III欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。住所（国名）欄に表示が無い場合、氏名（名称）及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。

(ii) 第II欄または第III欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名（名称）を表示し、それぞれの氏名（名称）の次にその者が出願人となる指定国（広域特許の場合には、A R I P O特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・O A P I特許）を記載する。

(iii) 第II欄又は第III欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、全ての指定国のために又は米国のために発明者ではないとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国（広域特許の場合には、A R I P O特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・O A P I特許）を記載する。

(iv) 第IV欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第IV欄の続き」と表示し、第IV欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。

(v) 第VI欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が4件以上あるとき。

この場合は、「第VI欄の続き」と表示し、第VI欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。

2. 国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は2文字の国コードを記載し、かつ「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する（規則4.11(a)( )及び4.9の2.1(a)又は(b)）。

3. 国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「U S」と記載し、かつ「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する（規則4.11(a)( )及び4.9の2.1(d)）。

**第 欄 国の指定**

この願書を用いてされた国際出願は、規則 4 . 9 ( a )に基づき、国際出願日に拘束される全ての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。

しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求める。

DE ドイツについては指定をしない

JP 日本については指定をしない

KR 韓国については指定をしない

RU ロシアについては指定をしない

(上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるには、出願の際若しくは規則 26 の 2.1 により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第 欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。)

**第 VI 欄 優先権主張**

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 (日・月・年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願：広域官庁名	国際出願：受理官庁名
( 1 )				
( 2 )				
( 3 )				

他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。

**認証謄本の送付**：上記の先の出願（ただし、本国際出願の受理官庁に対して出願されたものに限る）のうち、以下のものについて、出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁（日本国特許庁の長官）に対して請求する。

すべて  優先権(1)  優先権(2)  優先権(3)  その他は追記欄参照

**優先権の回復**：上記の優先権主張欄又は追記欄で特定される先の出願のうち、項目（\_\_\_\_\_）について優先権の回復を受理官庁に対して請求する（優先権の回復の請求を裏付ける更なる情報が提出されなければならないことについて、第 VI 欄の備考を参照）

**引用による補充**：条約第 11 条 ( 1 ) (iii) ( d ) 若しくは ( e ) に規定する国際出願の要素の全部、又は規則 20 . 5 ( a ) に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第 11 条 ( 1 ) (iii) に規定する要素の 1 つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則 20 . 6 に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則 20 . 6 の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。

**第 VII 欄 國際調査機関**

国際調査機関（ISA）の選択（2 以上の国際調査機関が国際調査を実施可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。）

ISA /

先の調査結果の利用請求；当該調査の照会（先の調査が、国際調査機関によって既に実施又は請求されている場合）

出願日（日・月・年） 出願番号 国名（又は広域官庁名）

**第 VIII 欄 申立て**

この出願は以下の申立てを含む。（下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載）

申立て数

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| 第 VIII 欄(i) 発明者の特定に関する申立て                             | : | _____ |
| 第 VIII 欄(ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における<br>出願人の資格に関する申立て  | : | _____ |
| 第 VIII 欄(iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における<br>出願人の資格に関する申立て | : | _____ |
| 第 VIII 欄(iv) 発明者である旨の申立て<br>(米国を指定国とする場合)             | : | _____ |
| 第 VIII 欄(v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する<br>申立て            | : | _____ |

### 第 VIII 欄 (i) 発明者の特定に関する申立て

申立ては実施細則第 211 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者の特定に関する申立て（規則 4.17(i) 及び 51 の 2.1(a)(i)）



この申立ての続葉として「第 欄(i)の続き」がある

## 第 VIII 欄 (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 212 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(ii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合）（規則 4.17(ii)及び 51 の 2.1(a)(ii)）



この申立ての続葉として「第 欄(ii)の続き」がある

### 第 VIII 欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 213 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本国際出願の出願人が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合）（規則 4.17(iii) 及び 51 の 2.1(a)(iii)）



この申立ての続葉として「第 欄(iii)の続き」がある

## 第 VIII 欄 (iv) 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）

申立ては実施細則第 214 号に規定する以下の標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(iv)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

### 発明者である旨の申立て（規則 4.17(iv) 及び 51 の 2.1(a)(iv)） (米国を指定国とする場合)

私は、特許請求の範囲に記載され、かつ特許が求められている対象に関して、自らが最初、最先かつ唯一の発明者である（発明者が 1 名しか記載されていない場合）か、あるいは共同発明者である（複数の発明者が記載されている場合）と信じていることを、ここに申し立てる。

本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである（出願時に申立てを提出する場合）。

本申立ては、国際出願 PCT/\_\_\_\_\_ を対象としたものである（規則 26 の 3 に従って申立てを提出する場合）。

私は、自分の住所、郵便のあて名及び国籍を氏名に統一して記載していることをここに申し立てる。

私は、特許請求の範囲を含め、上記国際出願を検討し、かつ内容を理解していることを、ここに表明する。私は、PCT 規則 4.10 の規定に従い、上記出願の願書において主張する優先権を特定し、かつ、「先の出願」という見出しの下に、出願番号、国名又は世界貿易機関の加盟国名、出願日、出願月、出願年を記載することで、米国以外の少なくとも一国を指定している PCT 国際出願を含め、優先権の主張に係る基礎出願の出願日よりも前の出願日を有する、米国以外の国で出願された特許又は発明証の出願をすべて特定している。

先の出願： \_\_\_\_\_

私は、連邦規則法典第 37 編規則 1.56 ( 37 C.F.R. § 1.56 ) に定義された特許性に関し重要であると知った情報について開示義務があることを、ここに承認する。さらに、一部継続出願である場合、先の出願の日から一部継続出願の PCT 国際出願日までの間に入手可能になった重要な情報について開示義務があることを承認する。

私は、表明された私自身の知識に基づく陳述が真実であり、かつ情報と信念に関する陳述が真実であると信じることをここに申し立てる。さらに、故意に虚偽の陳述などを行った場合は、米国法典第 18 編第 1001 条に基づき、罰金、拘禁、又はその両方により処罰され、またそのような故意による虚偽の陳述は、本出願又はそれに対して与えられるいかなる特許についても、その有効性を危うくすることを理解した上で陳述が行われたことを、ここに申し立てる。

氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_  
( 都市名及び、米国の州名（該当する場合）又は国名 )

郵便のあて名： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

国籍： \_\_\_\_\_

発明者の署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_  
( 署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。 )

氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_  
( 都市名及び、米国の州名（該当する場合）又は国名 )

郵便のあて名： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

国籍： \_\_\_\_\_

発明者の署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_  
( 署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。 )

この申立ての続葉として「第 欄(iv)の続き」がある

## 第 VIII 欄 (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

申立ては実施細則第 215 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(v)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を顛書に含めないこと。

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（規則 4.17(v)及び 51 の 2.1(a)(v)）



この申立ての続葉として「第 欄(v)の続き」がある

## 第VIII欄(i)～(v)の続き 申立て

第 欄(i)～(v)の紙面が不足する場合(同欄(iv)において2人以上の発明者を記載する場合を含む)「第 欄…(i)～(v)の番号を記載)の続き」としたうえ、当該申立てと同様に必要事項を記載する。2以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

**第IX欄 照合欄；出願の言語**

この国際出願は次のものを含む。

(a) 紙形式での枚数  
願書(申立て及び追記用紙を含む)… 枚

明細書(配列表または配列表に関連するテーブルを除く)… 枚

請求の範囲… 枚

要約書… 枚

図面… 枚

**小計**

配列表… 枚

配列表に関連するテーブル… 枚

(いずれも、紙形式での出願の場合はその枚数  
電子形式の有無を問わない。  
下記(C)参照)**合計**(b)  電子形式のみの

(実施細則第801号(a)(i))

(i)  配列表(ii)  配列表に関連するテーブル(c)  電子形式と同一の

(実施細則第801号(a)(ii))

(i)  配列表(ii)  配列表に関連するテーブル媒体の種類(フレキシブルディスク、CD-ROM、CD-R、その他)  
と枚数 配列表… 配列表に関連するテーブル…

(追加的写しは右欄9(ii)または10(ii)に記載)

この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。

数

1.  手数料計算用紙

:

 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面

:

 国際事務局の口座への振込を証明する書面

:

2.  個別の委任状の原本

:

3.  包括委任状の原本

:

4.  包括委任状の写し(あれば包括委任状番号)

:

5.  記名押印(署名)の欠落についての説明書

:

6.  優先権書類(上記第VI欄の( )の番号を記載する): \_\_\_\_\_

:

7.  国際出願の翻訳文(翻訳に使用した言語名を記載する): \_\_\_\_\_

:

8.  寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面

:

9.  電子形式の配列表

(媒体の種類と枚数も表示する)

(i)  規則13の3に基づき提出する国際調査のための写し

(国際出願の一部を構成しない)

:

(左欄(b)(i)又は(c)(i)にレ印を付した場合のみ)

(ii)  規則13の3に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し

:

(iii)  國際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表を含む写しの同一性についての陳述書を添付

:

10.  電子形式の配列表に関連するテーブル

(媒体の種類と枚数も表示する)

(i)  実施細則第802号bの4に基づき提出する国際調査のための写し

(国際出願の一部を構成しない)

:

(ii)  (左欄(b)(ii)又は(c)(ii)にレ印を付した場合のみ)

実施細則第802号bの4に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し

:

(iii)  國際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表に関連したテーブルを含む写しの同一性についての陳述書を添付

:

11.  その他(書類名を具体的に記載): \_\_\_\_\_

要約書とともに提示する図面:

本国際出願の言語:

**第X欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印**

各人の氏名(名称)を記載し、その次に押印する。

**受理官庁記入欄**

1. 国際出願として提出された書類の実際の受理の日

2. 図面

3. 国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であって  
その後期間内に受理されたものの実際の受理の日(訂正日) 受理された

4. 特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日

 不足図面がある5. 出願人により特定された  
国際調査機関

I S A /

6.  調査手数料未払いにつき、国際調査機関に  
調査用写しを送付していない。**国際事務局記入欄**

記録原本の受理の日:

## [備考]

- 1 願書のすべての用紙には、アラビア数字により1から始まる連続番号を用紙の上端又は下端の中央に記載する。
- 2 計量単位は、メートル法により記載する。
- 3 技術用語は、学術用語を用いる。
- 4 用語は、国際出願全体を通じ統一して使用されているもの要用いる。
- 5 記載事項は、9ポイントから10ポイントまでの大きさの文字（備考21において引用する様式第1の備考12、15においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦0.21cm以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて備考21において引用する様式第1の備考4に定める要件を満たすもので記載する。
- 6 「出願人又は代理人の書類記号」の欄に記入するときは、ローマ字若しくはアラビア数字又はその双方からなる書類記号であつて、12字を超えないものを記載する。
- 7 発明の名称は、短くかつ的確なものとする。

8 あて名は、慣習上の要件を満たし、郵便物が速やかに配達されるもの（国名から住居番号まで）を記載する。

9 記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。」の前の 内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。

10 「代理人又は代表者、通知のあて名」の欄には、代理人又は代表者を選任する場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載する。すべての出願人の代理人又は代表者を選任しない場合であつて、かつ、通知が送付されるあて名を記載するときは、「通知のためのあて名」の前の 内にレ印を付すとともに、通知が送付されるためのあて名を記載する。

11 「出願人登録番号」及び「代理人登録番号」の欄には、識別番号をなるべく記載する。

12 「優先権主張」の欄には、優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する。

イ 先の出願が国内出願の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び先の出願がされた国名を記載する。

ロ 先の出願が広域出願の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び適用される広域特許の

取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する国内当局又は政府間当局の名称を記載する。広域出願のうち、ARIPO特許を先の出願とする場合には、その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の少なくとも1か国の国名を記載する。

ハ 先の出願が国際出願の場合には、国際出願日、国際出願番号及び出願がされた受理官庁名を記載する。

13 「照合欄」の欄中「本国際出願の言語」の項には、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「日本語」のように記載する。

14 日付は、西暦紀元及びグレゴリーカレンダーにより、日についての数字、月についての数字及び年についての数字をこの順序に従つて、日及び月について2桁のアラビア数字で表示し、年について4桁のアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す（例えば2003年6月28日は「28.06.2003」）。他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリーカレンダーによる日付を併記する。

15 「出願人、代理人又は代表者の記名押印」の欄には、出願人が代理人又は代表者を選任した場合には、その代理人又は代表者が記名押印をする。代理人又は代表者が選任されない場合には、少なくとも一

人の出願人が記名押印をする。

16 記載すべき情報のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、追記欄を用いて記載する。

17 コンピュータ印字を用いて願書を作成するときは、次により作成する。

イ 願書の割り付け及び内容は、様式第7の形式と一致し、対応するページに同一の情報と実質的に同一の大きさの欄を設けなければならない。

ロ すべての欄は、一本線で描かなければならぬ。

ハ 欄の番号及び項目は、そこに記入する情報がないときも、表示しなければならない。

二 受理官庁及び国際事務局の使用する欄は、印刷した様式と同じ大きさにしなければならない。

ホ 項目とその他の情報は、はつきりと区別しなければならない。

18 願書には、法又はこの省令に規定する事項以外のいかなる事項も記載してはならない。

19 第50条の3第2項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、次の要領で記載する。

イ 「9. コンピュータ読み取り可能な配列表」の内にレ印を付すとともに、「(i) 規則13の3に基づき提出する国際調査のための写し（国際出願の一部を構成しない）：」の内にレ

印を付し、媒体の種類及び数を記載し、「（ ） 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表を含む写しの同一性についての陳述書を添付：」の内にレ印を付し、陳述書の数を記載する。

□ 「11. その他（書類名を具体的に記載）：」の内にレ印を付し、「磁気ディスクの

記録形式等の情報を記載した画面」と記載し、その画面の数を記載する。

ハ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1の備考8に従つて記載する。

（文例）

陳述書

特許庁長官 殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

国際出願の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

印

二 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、

「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列」を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。

- 20 手数料計算用紙において、法第18条第1項第1号の規定による手数料の納付について、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号）第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行つときに限り、「1. 及び2. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国内法）第18条第1項第1号の規定による手数料」の欄には見込額から納付に充てる手数料の額を記載し、「予納台帳番号」の欄には予納台帳の番号を記載する。
- 21 その他は、様式第1の備考1、2、4、9、10から15まで、17、20及び21と同様とする。

様式第七の二に次のように改め。④

様式第七の二（第16条関係）

# PCT

## REQUEST

The undersigned requests that the present international application be processed according to the Patent Cooperation Treaty.

For receiving Office use only

International Application No.

International Filing Date

Name of receiving Office and "PCT International Application"

Applicant's or agent's file reference  
(if desired) (12 characters maximum)

### Box No. I TITLE OF INVENTION

### Box No. II APPLICANT

This person is also inventor

Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)

Telephone No.

Facsimile No.

Applicant's registration No. with the Office

State (that is, country) of nationality:

State (that is, country) of residence:

This person is applicant for the purposes of:  all designated States  all designated States except the United States of America  the United States of America only  the States indicated in the Supplemental Box

### Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURTHER) INVENTOR(S)

Further applicants and/or (further) inventors are indicated on a continuation sheet.

### Box No. IV AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE

The person identified below is hereby/has been appointed to act on behalf of the applicant(s) before the competent International Authorities as:

agent

common representative

Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

Telephone No.

Facsimile No.

Agent's registration No. with the Office

**Address for correspondence:** Mark this check-box where no agent or common representative is/has been appointed and the space above is used instead to indicate a special address to which correspondence should be sent.

**Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURTHER) INVENTOR(S)***If none of the following sub-boxes is used, this sheet should not be included in the request.*

Name and address: (*Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.*)

This person is:

- applicant only
- applicant and inventor
- inventor only (*If this check-box is marked, do not fill in below.*)

Applicant's registration No. with the Office

State (*that is, country*) of nationality:State (*that is, country*) of residence:This person is applicant  
for the purposes of:

- all designated States
- all designated States except the United States of America
- the United States of America only
- the States indicated in the Supplemental Box

Name and address: (*Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.*)

This person is:

- applicant only
- applicant and inventor
- inventor only (*If this check-box is marked, do not fill in below.*)

Applicant's registration No. with the Office

State (*that is, country*) of nationality:State (*that is, country*) of residence:This person is applicant  
for the purposes of:

- all designated States
- all designated States except the United States of America
- the United States of America only
- the States indicated in the Supplemental Box

Name and address: (*Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.*)

This person is:

- applicant only
- applicant and inventor
- inventor only (*If this check-box is marked, do not fill in below.*)

Applicant's registration No. with the Office

State (*that is, country*) of nationality:State (*that is, country*) of residence:This person is applicant  
for the purposes of:

- all designated States
- all designated States except the United States of America
- the United States of America only
- the States indicated in the Supplemental Box

Name and address: (*Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.*)

This person is:

- applicant only
- applicant and inventor
- inventor only (*If this check-box is marked, do not fill in below.*)

Applicant's registration No. with the Office

State (*that is, country*) of nationality:State (*that is, country*) of residence:This person is applicant  
for the purposes of:

- all designated States
- all designated States except the United States of America
- the United States of America only
- the States indicated in the Supplemental Box

Further applicants and/or (further) inventors are indicated on another continuation sheet.

<b>Supplemental Box</b>	<i>If the Supplemental Box is not used, this sheet should not be included in the request.</i>
-------------------------	---

1. If, in any of the Boxes, except Boxes Nos. VIII(i) to (v) for which a special continuation box is provided, **the space is insufficient** to furnish all the information: in such case, write "Continuation of Box No...." (indicate the number of the Box) and furnish the information in the same manner as required according to the captions of the Box in which the space was insufficient, in particular:
  - (i) if more than one person is to be indicated as applicant and/or inventor and no "continuation sheet" is available: in such case, write "Continuation of Box No. III" and indicate for each additional person the same type of information as required in Box No. III. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below;
  - (ii) if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III, the indication "**the States indicated in the Supplemental Box**" is checked: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Box No. III" or "Continuation of Boxes No. II and No. III" (as the case may be), indicate the name of the applicant(s) involved and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is applicant;
  - (iii) if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III, **the inventor or the inventor/applicant is not inventor for the purposes of all designated States or for the purposes of the United States of America**: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Box No. III" or "Continuation of Boxes No. II and No. III" (as the case may be), indicate the name of the inventor(s) and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is inventor;
  - (iv) if, in addition to the agent(s) indicated in Box No. IV, there are **further agents**: in such case, write "Continuation of Box No. IV" and indicate for each further agent the same type of information as required in Box No. IV;
  - (v) if, in Box No. VI, there are **more than three earlier applications whose priority is claimed**: in such case, write "Continuation of Box No. VI" and indicate for each additional earlier application the same type of information as required in Box No. VI.
2. If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in certain designated States, as an application for a patent of addition, certificate of addition, inventor's certificate of addition or utility certificate of addition: in such a case, write the name or two-letter code of each designated State concerned and the indication "**patent of addition**," "**certificate of addition**," "**inventor's certificate of addition**" or "**utility certificate of addition**," the number of the parent application or parent patent or other parent grant and the date of grant of the parent patent or other parent grant or the date of filing of the parent application (Rules 4.11(a)(iii) and 49bis.I(a) or (b)).
3. If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in the United States of America, as a continuation or continuation-in-part of an earlier application: in such a case, write "**United States of America**" or "**US**" and the indication "**continuation**" or "**continuation-in-part**" and the number and the filing date of the parent application (Rules 4.11(a)(iv) and 49bis.I(d)).

**Box No. V DESIGNATIONS**

The filing of this request **constitutes under Rule 4.9(a), the designation** of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents. However,

- DE Germany **is not designated** for any kind of national protection
- JP Japan **is not designated** for any kind of national protection
- KR Republic of Korea **is not designated** for any kind of national protection
- RU Russian Federation **is not designated** for any kind of national protection

*(The check-boxes above may only be used to exclude (irrevocably) the designations concerned if, at the time of filing or subsequently under Rule 26bis.1, the international application contains in Box No. VI a priority claim to an earlier national application filed in the particular State concerned, in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of this earlier national application.)*

**Box No. VI PRIORITY CLAIM**

The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:

Filing date of earlier application (day/month/year)	Number of earlier application	Where earlier application is:		
		national application: country or Member of WTO	regional application: regional Office	international application: receiving Office
item (1)				
item (2)				
item (3)				

Further priority claims are indicated in the Supplemental Box.

**Transmit certified copy:** the receiving Office is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the earlier application(s) (*only if the earlier application was filed with the Office which for the purposes of this international application is the receiving Office*) identified above as:

- all items
- item (1)
- item (2)
- item (3)
- other, see Supplemental Box

**Restore the right of priority:** the receiving Office is requested to restore the right of priority for the earlier application(s) identified above or in the Supplemental Box as item(s) (\_\_\_\_\_\_). (See also the Notes to Box No. VI; further information **must** be provided to support a request to restore the right of priority.)

**Incorporation by reference:** where an element of the international application referred to in Article 11(1)(iii)(d) or (e) or a part of the description, claims or drawings referred to in Rule 20.5(a) is not otherwise contained in this international application but is completely contained in an earlier application whose priority is claimed on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by the receiving Office, that element or part is, subject to confirmation under Rule 20.6, incorporated by reference in this international application for the purposes of Rule 20.6.

**Box No. VII INTERNATIONAL SEARCHING AUTHORITY**

**Choice of International Searching Authority (ISA)** (*if two or more International Searching Authorities are competent to carry out the international search, indicate the Authority chosen; the two-letter code may be used*):

ISA / \_\_\_\_\_

**Request to use results of earlier search; reference to that search** (*if an earlier search has been carried out by or requested from the International Searching Authority*):

Date (day/month/year) Number Country (or regional Office)

**Box No. VIII DECLARATIONS**

The following **declarations** are contained in Boxes Nos. VIII (i) to (v) (*mark the applicable check-boxes below and indicate in the right column the number of each type of declaration*):

Number of declarations

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> Box No. VIII (i)   | Declaration as to the identity of the inventor   | : |
| <input type="checkbox"/> Box No. VIII (ii)  | Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent             | : |
| <input type="checkbox"/> Box No. VIII (iii) | Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application | : |
| <input type="checkbox"/> Box No. VIII (iv)  | Declaration of inventorship (only for the purposes of the designation of the United States of America)                               | : |
| <input type="checkbox"/> Box No. VIII (v)   | Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty   | : |

**Box No. VIII (i) DECLARATION: IDENTITY OF THE INVENTOR**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 211; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (i). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to the identity of the inventor (Rules 4.17(i) and 51bis.1(a)(i)):

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (i)".

**Box No. VIII (ii) DECLARATION: ENTITLEMENT TO APPLY FOR AND BE GRANTED A PATENT**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 212; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (ii). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent (Rules 4.17(ii) and 51bis.1(a)(ii)), in a case where the declaration under Rule 4.17(iv) is not appropriate:

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (ii)".

**Box No. VIII (iii) DECLARATION: ENTITLEMENT TO CLAIM PRIORITY**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 213; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (iii). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application specified below, where the applicant is not the applicant who filed the earlier application or where the applicant's name has changed since the filing of the earlier application (Rules 4.17(iii) and 51bis.1(a)(iii)):

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (iii)".

**Box No. VIII (iv) DECLARATION: INVENTORSHIP (only for the purposes of the designation of the United States of America)**

*The declaration must conform to the following standardized wording provided for in Section 214; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (iv). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

**Declaration of inventorship (Rules 4.17(iv) and 51bis.1(a)(iv))  
for the purposes of the designation of the United States of America:**

I hereby declare that I believe I am the original, first and sole (if only one inventor is listed below) or joint (if more than one inventor is listed below) inventor of the subject matter which is claimed and for which a patent is sought.

This declaration is directed to the international application of which it forms a part (if filing declaration with application).

This declaration is directed to international application No. PCT/ ..... (if furnishing declaration pursuant to Rule 26ter).

I hereby declare that my residence, mailing address, and citizenship are as stated next to my name.

I hereby state that I have reviewed and understand the contents of the above-identified international application, including the claims of said application. I have identified in the request of said application, in compliance with PCT Rule 4.10, any claim to foreign priority, and I have identified below, under the heading "Prior Applications," by application number, country or Member of the World Trade Organization, day, month and year of filing, any application for a patent or inventor's certificate filed in a country other than the United States of America, including any PCT international application designating at least one country other than the United States of America, having a filing date before that of the application on which foreign priority is claimed.

Prior Applications: .....

.....

I hereby acknowledge the duty to disclose information that is known by me to be material to patentability as defined by 37 C.F.R. § 1.56, including for continuation-in-part applications, material information which became available between the filing date of the prior application and the PCT international filing date of the continuation-in-part application.

I hereby declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issued thereon.

Name: .....

Residence: .....  
(city and either US state, if applicable, or country)

Mailing Address: .....

.....

Citizenship: .....

Inventor's Signature: ..... Date: .....  
(The signature must be that of the inventor, not that of the agent)

Name: .....

Residence: .....  
(city and either US state, if applicable, or country)

Mailing Address: .....

.....

Citizenship: .....

Inventor's Signature: ..... Date: .....  
(The signature must be that of the inventor, not that of the agent)

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (iv)".

**Box No. VIII (v) DECLARATION: NON-PREJUDICIAL DISCLOSURES OR EXCEPTIONS TO LACK OF NOVELTY**

*The declaration must conform to the standardized wording provided for in Section 215; see Notes to Boxes Nos. VIII, VIII (i) to (v) (in general) and the specific Notes to Box No. VIII (v). If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty (Rules 4.17(v) and 51bis.1(a)(v)):

This declaration is continued on the following sheet, "Continuation of Box No. VIII (v)".

**Continuation of Box No. VIII (i) to (v) DECLARATION**

*If the space is insufficient in any of Boxes Nos. VIII (i) to (v) to furnish all the information, including in the case where more than two inventors are to be named in Box No. VIII (iv), in such case, write "Continuation of Box No. VIII ..." (indicate the item number of the Box) and furnish the information in the same manner as required for the purposes of the Box in which the space was insufficient. If additional space is needed in respect of two or more declarations, a separate continuation box must be used for each such declaration. If this Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

**Box No. IX CHECK LIST; LANGUAGE OF FILING**

This international application contains:		
(a) on paper, the following number of sheets:		
request (including declaration and supplemental sheets) :		
description (excluding sequence listing and/or tables related thereto) :		
claims :		
abstract :		
drawings :		
<b>Sub-total number of sheets</b> :		
sequence listing :		
tables related thereto :		
(for both, actual number of sheets if filed on paper, whether or not also filed in electronic form; see (c) below)		
<b>Total number of sheets</b> :		
(b) <input type="checkbox"/> only in electronic form (Section 801(a)(i))		
(i) <input type="checkbox"/> sequence listing		
(ii) <input type="checkbox"/> tables related thereto		
(c) <input type="checkbox"/> also in electronic form (Section 801(a)(ii))		
(i) <input type="checkbox"/> sequence listing		
(ii) <input type="checkbox"/> tables related thereto		
Type and number of carriers (diskette, CD-ROM, CD-R or other) on which are contained the		
<input type="checkbox"/> sequence listing: .....		
<input type="checkbox"/> tables related thereto: .....		
(additional copies to be indicated under items 9(ii) and/or 10(ii), in right column)		
<b>Figure of the drawings which should accompany the abstract:</b>	<b>Language of filing</b> of the international application:	

**Box No. X SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE**

Next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious from reading the request).

For receiving Office use only		
1. Date of actual receipt of the purported international application:		2. Drawings: <input type="checkbox"/> received:  <input type="checkbox"/> not received:
3. Corrected date of actual receipt due to later but timely received papers or drawings completing the purported international application:		
4. Date of timely receipt of the required corrections under PCT Article 11(2):		
5. International Searching Authority (if two or more are competent):	ISA /	

For International Bureau use only	
Date of receipt of the record copy by the International Bureau:	

〔備考〕

- 1 記載事項は、大文字の大きさが縦0.21cm以上の文字のタイプ印書又は印刷により、暗色の退色性のない色で、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすことができるよう記載する。
- 2 TITLE OF INVENTIONは、短く（2語以上7語以内であることが望ましい。）かつ的確なものとする。
- 3 記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「Further applicants and/or (further) inventors are indicated on a continuation sheet.」の前の 内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 4 「Applicant's registration No. with the Office」及び「Agent's registration No. with the Office」の欄には、識別番号をなるべく記載する。
- 5 「PRIORITY CLAIM」の欄には、優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する。
  - イ 先の出願が「national application」（国内出願）の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び先の出願がされた国名を記載する。

- 先の出願が「regional application」（広域出願）の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び適用される広域特許の取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する機関の名称（実際に  
は、関連する広域官庁）を記載する。広域出願のうち、A.R.I.P.O.特許を先の出願とする場合には、  
その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿易機関の少なくとも1か国の国名を記載する。
- ハ 先の出願が「international application」（国際出願）の場合には、国際出願日、国際出願番号及  
び出願がされた受理官庁名を記載する。
- 6 「CHECK LIST」の「Language of filing of the international application」の項には、受理官庁が  
認める言語のうち国際出願に使用した言語を「English」のように記載する。
- 7 「SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE」の欄には、すべての出願人が代理人  
を選任した場合には、その代理人が記名し、署名をする。代理人が選任されない場合には、少なくとも  
一人の出願人が記名し、署名をする。
- 8 第50条の3第2項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、次の要領で記載する。  
イ 「sequence listing in computer readable form ( indicate type and number of carri

ers )」の 内にレ印を付すとともに、「(i) copy submitted for the purposes of international search under Rule 13ter only (and not as part of the international application) : 」の  
内にレ印を付し、媒体の種類及び数を記載し、「( ) together with relevant statement as to the identify of the copy or copies with the sequence listing mentioned in left column : 」の  
内にレ印を付し、陳述書の数を記載する。

□ 「11. other (Specify) : ..... : 」の 内にレ印を付すとともに、点線上に「

information such as Recording Form of Magnetic disk」 と記載し、その書面の数を記載する。

ハ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」 の項目は、様式第1の2の備考3に従つて記載する。

(文例)

#### STATEMENT

TO : Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) re

corded on the magnet i c di sk i s i dent i cal to the nucl eot i de and/or amino acid sequence(s) written in the speci f i cat i on.

Dat e,

I dent i fi cat i on of Internat i onal Appl i cat i on :

Title of Invent i on :

Appl i cant (Agent) : Si gnat ure (印)

= 「 Informat i on Such as Recor di ng Form of Magnet i c di sk」 は、原則として、「 Appl i cant」、「 Agent」、「 I dent i fi cat i on of the Internat i onal Appl i cat i on」、「 Title of Invent i on」、「 Char act er Code」、「 File Name」及び「 Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

9 その他は、様式第1の備考1、2、4、9、13から15まで、20及び21、様式第1の2の備考1、4及び7並びに様式第7の備考1から4まで、6、10、14及び16から18までと同様とする。

様式紙への権利「17」又「18」に於ける。

様式紙への「1」の権利「15」又「16」に於ける。

様式紙丸の権利「1」及び様式紙丸の「1」の権利「17」又「18」に於ける。

様式紙十「1」の権利「6」及び様式紙十「1」の権利「15」又「16」に於ける。

様式紙十「1」の次に於ける「1」に於ける。

様式第11の7（第22条の2、第29条の2、第30条の2及び第47条関係）

意見書

特許庁長官

殿

（特許庁審査官

殿）

1 國際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称）

あて名

（印）

国 稽

住 所

3 代理人

氏 名

(印)

あて名

4 補完命令の日付

5 意見の内容

6 添付書類の目録

[備考]

- 1 第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出すると

きは「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とする。

- 2 第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。

- 3 様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。

様式第11の8（第22条の2、第29条の2、第30条の2及び第47条関係）

#### COMMENT

To : Commissioner of the Patent Office

(To : Examiner of the Patent Office)

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name :  
Signature (印)

Address :

4 Date of Invitation

5 Subject Matter of Comment

6 List of Attached Documents

[備考]

1 第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「Date of Invitation」の欄を「Date of Notification」とする。

2 様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第7の備考14と同様とする。

該指標十一「様式第12（第24条関係）」や「様式第12（第24条及び第29条の2関係）」と共に、回収指標一冊「基づく手続の補完」とし、第29条の2第1項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「手続補完書（第29条の2第1項の規定による命令に基づく手続の補完）」とし、回収指標の指標一冊「備考13」や「備考14」と共に、回収指標や回収指標の指標一冊、回収指標四の次回次のものとする。

5 同時に2以上の手続補完書を提出するときは、その手続補完書に、「手続補完書(1)」、「手続補完書(2)」のように番号をつけて区別する。

様式第12の2（第24条関係）」や「様式第12の2（第24条及び第29条の2関係）」に於く、回数の趣旨「備考3」や「備考4」に於く、「備考3」の下に「及び5」が記載される。

様式第十三の三の備考<sup>2</sup>、様式第十三の四の備考、様式第十五の備考<sup>8</sup>、様式第十五の一の備考<sup>6</sup>、様式第十六の備考、様式第十六の一の備考、様式第十八の備考<sup>3</sup>及び様式第十八の一の備考中「備考<sup>13</sup>」を

「備考14」  
上卷第Nº

様式第十五の一の次に次の二様式を加える。

様式第15の3（第29条の5関係）

手続の補完の取下書

特許庁長官 殿

1 國際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称）

印

あて名

国 稽

住 所

3 代理人

氏 名

あて名

4 取下げの内容

[備考]

1 「取下げの内容」の欄には、手続の補完の取下げに係る手続補完書の提出日を記載する。この場合において、同一の提出日に2以上の手続補完書があるときは、「手続補完書(1)」のように記載する。

2 同時に2以上の手続の補完の取下書を提出するときは、その手続の補完の取下書に、「手続の補完の取下書(1)」、「手続の補完の取下書(2)」のように番号をつけて区別する。

3 様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。

様式第15の4（第29条の5関係）

Withdrawal of complement procedure

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature (印)

**Address:**

Count ry of nat i onal i ty :

**Country of residence:**

3 Agent

Name : \_\_\_\_\_  
Signature : \_\_\_\_\_  
(印) \_\_\_\_\_

Address :

4 Subject Matter of Withdrawal

〔備考〕

様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式

第7の備考14並びに様式第15の3の備考1及び2と同様とする。

様式第一十及び様式第二十の二を削る。

## 様式第21（第53条関係）

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。2以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。

IPEA /

# 特許協力条約に基づく国際出願 国際予備審査請求書

## 第一章

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。

### 国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の確認

請求書の受理の日

第 欄 国際出願の表示		出願人又は代理人の書類記号
国際出願番号	国際出願日(日.月.年)	優先日(最先のもの)(日.月.年)
発明の名称		
第 欄 出願人		
氏名(名称)及びあて名:(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)		電話番号:
		ファクシミリ番号:
		出願人登録番号:
国籍(国名):	住所(国名):	
氏名(名称)及びあて名:(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)		
国籍(国名):	住所(国名):	
<input type="checkbox"/> その他の出願人が続葉に記載されている。		

**第 欄の続き 出願人**

この第 欄の続きを使用しないときは、この用紙を国際予備審査請求書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：



その他の出願人が他の続葉に記載されている。

**第 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名**

下記に記載された者は、□ 代理人 又は □ 共通の代表者 として

  
  


既に選任された者であって、国際予備審査についても出願人を代理する者である。

今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通の代表者は解任された。

既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査機関に対する手続きのために、今回新たに選任された者である。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

電話番号：

ファクシミリ番号：

代理人登録番号：

**通知のためのあて名：**

代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

**第 欄 国際予備審査に対する基本事項****補正に関する記述：\***

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

出願時の国際出願を基礎とすること。

明細書に関して

出願時のものを基礎とすること。

特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

請求の範囲に関して

出願時のものを基礎とすること。

特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正（添付した説明書も含む）を基礎とすること。

特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

図面に関して

出願時のものを基礎とすること。

特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. □ 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく請求の範囲について行った補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。

3. □ 国際予備審査機関が規則69.1(b)に従って国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則69.1(d)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。

4. □ 出願人が国際予備審査を規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する。

\*記入がない場合は、1)補正がないか又は国際予備審査機関が補正（原本又は写し）を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、  
2)国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正（原本又は写し）を受領したときは、これらの補正を考慮して予備審査が開始又は続行される。

国際予備審査を行うための言語は\_\_\_\_\_であり、

国際出願の提出時の言語である。

国際調査のために提出した翻訳文の言語である。

国際出願の公開の言語である。

国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。

**第 欄 国の選択**

この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつPCT第 章に拘束される全ての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

**第 欄 照合欄**

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第 欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。

1. 国際出願の翻訳文..... :
2. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書..... :
3. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書  
(又は、要求された場合は翻訳文)の写し..... :
4. 特許協力条約第19条の規定に基づく説明書  
(又は、要求された場合は翻訳文)の写し..... :
5. 書簡..... :
6. その他(書類名を具体的に記載) :

**国際予備審査機関記入欄**

	受 領	未 受 領
枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
枚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。

1.  手数料計算用紙
2.  納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面
3.  国際事務局の口座へ振込を証明する書面
4.  個別の委任状の原本
5.  包括委任状の原本
6.  包括委任状の写し(あれば包括委任状番号) :
7.  記名押印(署名)の欠落についての説明書
8.  電子形式による配列表
9.  電子形式による配列表に関連するテーブル
10.  その他(書類名を具体的に記載) :

**第 欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印**

各人の氏名(名称)を記載し、その次に押印する。

**国際予備審査機関記入欄**

1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日

2. 規則60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>3. <input type="checkbox"/> 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理。<br/>ただし、以下の4,5の項目にはあてはまらない。<br/><input type="checkbox"/> 出願人に通知した。</li> <li>4. <input type="checkbox"/> 規則80.5により延長が認められている優先日から19月の期間内の国際予備審査請求書の受理</li> <li>5. <input type="checkbox"/> 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82により認められる。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>6. <input type="checkbox"/> 規則54の2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請求書の受理。<br/>ただし、以下の7,8の項目にあてはまらない。</li> <li>7. <input type="checkbox"/> 規則80.5により延長が認められている規則54の2.1(a)の期限内の国際予備審査請求書の受理。</li> <li>8. <input type="checkbox"/> 規則54の2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82により認められる。</li> </ol> |
|---|---|

**国際事務局記入欄**

国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:

〔備考〕

- 1 「国際出願番号」の項には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/JPOOO/OOOOOO」のように記載し、国際出願番号の通知を受けない場合には、受理官庁の名称を「R O / J P」のように記載する。
- 2 記載すべき出願人のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「その他他の出願人が続葉に記載されている。」の前の 内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 3 「代理人又は代表者、通知のあて名」の欄には、出願人自身が国際予備審査請求を行う場合及び通知のあて名を定めない場合には、記載は不要であるが、国際予備審査請求をすべての出願人の代理人又は代表者により行う場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載するとともに、該当する 内にレ印を付す。国際予備審査に係る報告書等の通知先を新たに設けた場合には、そのあて名を記載するとともに、「通知のためのあて名」の前の 内にレ印を付す。
- 4 「国際予備審査に対する基本事項」の欄には、次により記載する。
  - イ 「補正に関する記述」の項は、国際予備審査における補正の扱いについて、出願人の希望を記載す

るものであり、該当する 内にレ印を付す。

□ 國際予備審査を行うための言語については、受理官庁が認める言語のうち國際出願に使用した言語を「日本語」のように記載するとともに、該当する 内にレ印を付す。

5 その他は、様式第1の備考1、2、4、5、7、9、10、12から15まで、17、20及び21、様式第2の

3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考11、14、15、17及び18と同様とする。

整規紙|十|  
セイキシ|ト|

様式第21の 2 ( 第53条関係 )

The demand must be filed directly with the competent International Preliminary Examining Authority or, if two or more Authorities are competent, with the one chosen by the applicant. The full name or two-letter code of that Authority may be indicated by the applicant on the line below:

IPEA/ \_\_\_\_\_

# PCT

## CHAPTER II

### DEMAND

under Article 31 of the Patent Cooperation Treaty:

The undersigned requests that the international application specified below be the subject of international preliminary examination according to the Patent Cooperation Treaty.

For International Preliminary Examining Authority use only	
Identification of IPEA	Date of receipt of DEMAND

<b>Box No. I IDENTIFICATION OF THE INTERNATIONAL APPLICATION</b>		Applicant's or agent's file reference
International application No.	International filing date ( <i>day/month/year</i> )	(Earliest) Priority date ( <i>day/month/year</i> )
Title of invention		
<b>Box No. II APPLICANT(S)</b>		
Name and address: ( <i>Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.</i> )	Telephone No.	
	Facsimile No.	
	Applicant's registration No. with the Office	
State ( <i>that is, country</i> ) of nationality:	State ( <i>that is, country</i> ) of residence:	
Name and address: ( <i>Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.</i> )		
State ( <i>that is, country</i> ) of nationality:	State ( <i>that is, country</i> ) of residence:	
<input type="checkbox"/> Further applicants are indicated on a continuation sheet.		

**Continuation of Box No. II APPLICANT(S)**

If none of the following sub-boxes is used, this sheet should not be included in the demand.

Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

State (that is, country) of nationality:

State (that is, country) of residence:

Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

State (that is, country) of nationality:

State (that is, country) of residence:

Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

State (that is, country) of nationality:

State (that is, country) of residence:

Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)

State (that is, country) of nationality:

State (that is, country) of residence:

Further applicants are indicated on another continuation sheet.

**Box No. III AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE**

The following person is  agent  common representative  
 and  has been appointed earlier and represents the applicant(s) also for international preliminary examination.  
 is hereby appointed and any earlier appointment of (an) agent(s)/common representative is hereby revoked.  
 is hereby appointed, specifically for the procedure before the International Preliminary Examining Authority, in addition to the agent(s)/common representative appointed earlier.

Name and address: ( <i>Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.</i> )	Telephone No.
	Facsimile No.
	Agent's registration No. with the Office

**Address for correspondence:** Mark this check-box where no agent or common representative is/has been appointed and the space above is used instead to indicate a special address to which correspondence should be sent.

**Box No. IV BASIS FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION****Statement concerning amendments:\***

1. The applicant wishes the international preliminary examination **to start on the basis of:**

the international application as originally filed

the description  as originally filed

as amended under Article 34

the claims  as originally filed

as amended under Article 19 (together with any accompanying statement)

as amended under Article 34

the drawings  as originally filed

as amended under Article 34

2.  The applicant wishes any amendment to the claims under Article 19 to be considered as reversed.

3.  Where the IPEA wishes to start the international preliminary examination at the same time as the international search in accordance with Rule 69.1(b), the applicant requests the IPEA **to postpone** the start of the international preliminary examination until the expiration of the applicable time limit under Rule 69.1(d).

4.  The applicant expressly wishes the international preliminary examination **to start earlier** than at the expiration of the applicable time limit under Rule 54bis.1(a).

\* Where no check-box is marked, international preliminary examination will start on the basis of the international application as originally filed or, where a copy of amendments to the claims under Article 19 and/or amendments of the international application under Article 34 are received by the International Preliminary Examining Authority before it has begun to draw up a written opinion or the international preliminary examination report, as so amended.

**Language for the purposes of international preliminary examination: .....**

which is the language in which the international application was filed.

which is the language of a translation furnished for the purposes of international search.

which is the language of publication of the international application.

which is the language of the translation (to be) furnished for the purposes of international preliminary examination.

**Box No. V ELECTION OF STATES**

The filing of this demand constitutes the election of all Contracting States which are designated and are bound by Chapter II of the PCT.

**Box No. VI CHECK LIST**

The demand is accompanied by the following elements, in the language referred to in Box No. IV, for the purposes of international preliminary examination:

1. translation of international application : sheets
2. amendments under Article 34 : sheets
3. copy (or, where required, translation) of amendments under Article 19 : sheets
4. copy (or, where required, translation) of statement under Article 19 : sheets
5. letter : sheets
6. other (*specify*) : sheets

For International Preliminary Examining Authority use only  
received      not received

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

The demand is also accompanied by the item(s) marked below:

1.  fee calculation sheet
2.  original separate power of attorney
3.  original general power of attorney
4.  copy of general power of attorney; reference number, if any:
5.  statement explaining lack of signature
6.  sequence listing in electronic form
7.  tables in electronic form related to a sequence listing
8.  other (*specify*):

**Box No. VII SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE**

*Next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious from reading the demand).*

— For International Preliminary Examining Authority use only —

1. Date of actual receipt of DEMAND:

2. Adjusted date of receipt of demand due to CORRECTIONS under Rule 60.1(b):

3.  The date of receipt of the demand is AFTER the expiration of 19 months from the priority date and item 4 or 5, below, does not apply.  
 The applicant has been informed accordingly.
4.  The date of receipt of the demand is WITHIN the time limit of 19 months from the priority date as extended by virtue of Rule 80.5.
5.  Although the date of receipt of the demand is after the expiration of 19 months from the priority date, the delay in arrival is EXCUSED pursuant to Rule 82.

6.  The date of receipt of the demand is AFTER the expiration of the time limit under Rule 54bis.1(a) and item 7 or 8, below, does not apply.
7.  The date of receipt of the demand is WITHIN the time limit under Rule 54bis.1(a) as extended by virtue of Rule 80.5.
8.  Although the date of receipt of the demand is after the expiration of the time limit under Rule 54bis.1(a), the delay in arrival is EXCUSED pursuant to Rule 82.

— For International Bureau use only —

Demand received from IPEA on:

[備考]

- 1 「International Application No.」の項には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/JPOOO/OOOOOO」のように記載し、国際出願番号の通知を受けない場合には、受理官庁の名称を「RO/JP」のように記載する。
- 2 記載すべき出願人のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「Further applicants are indicated on a continuation sheet」の前の 内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 3 「AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE」の欄には、出願人自身が国際予備審査請求を行う場合及び通知のあて名を定めない場合には、記載は不要であるが、国際予備審査請求をすべての出願人の代理人又は代表者により行う場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載するとともに、該当する 内にレ印を付す。国際予備審査に係る報告書等の通知先を新たに設けた場合には、そのあて名を記載するとともに、「Address for correspondence」の前の 内にレ印を付す。
- 4 「BASIS FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」の欄には、次により記載する。

イ 「Statent concerning amendments」の項は、国際予備審査における補正の扱いについて、出願人の希望を記載するものであり、該当する 内にレ印を付す。

ロ 国際予備審査を行うための言語については、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「English」のように記載するとともに、該当する 内にレ印を付す。

5 その他は、様式第1の備考1、2、4、5、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考2、4、5及び7、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の備考14、15、17及び18並びに様式第7の2の備考4と同様とする。

懸念紙|十一|の趣脚<sup>3</sup>、懸念紙|十一|の趣脚<sup>4</sup>、懸念紙|十一|の趣脚<sup>5</sup>及び懸念紙|十一|の趣脚<sup>6</sup>～<sup>8</sup>「備考13」 や「備考14」 に記入<sup>9</sup>。

懸念紙|十一|の趣脚<sup>9</sup>「CBM AS ERROR」 や「CBM AS MISTAKE」 に記入<sup>10</sup>。

懸念紙|十一|の趣脚<sup>11</sup>「CBM AS ERROR」 や「CBM AS MISTAKE」 に記入<sup>12</sup>。

趣脚<sup>13</sup>「備考13」 や「備考14」 に記入<sup>14</sup>。

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の一の次に次の二条を加える。

（国際出願日の特例）

第三十八条の一の二 特許庁長官は、特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）<sup>20.3 (b) ( ) 及び 20.6</sup>

(b)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則<sup>20.3 (b) (i)</sup>、<sup>20.5 (b)</sup>又は<sup>20.5 (c)</sup>のいずれかの規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。

- 2 国際特許出願の出願人は、特許庁長官が前項の規定による通知に際して指定する期間内に限り、意見書を提出することができる。
- 3 前項の意見書は、様式第五十一の一により作成しなければならない。
- 4 国際特許出願の出願人は、第一項の期間内に限り、第一項の規定による国際特許出願のうち、規則<sup>20.5 (c)</sup>の規定によりその国際特許出願に含まれることとなつた明細書、請求の範囲又は図面について、それらが当該国際特許出願に含まれないものとする旨の請求をすることができる。

5 前項の請求は、様式第五十一の二によつて作成しなければならない。

6 特許庁長官は、第四項の請求があつたときは、当該請求に係る明細書、請求の範囲又は図面は、国際特許出願に含まれないものとみなし、第一項の規定による通知にかかるときは、その国際特許出願の国際出願口を規則<sup>3</sup>20.(b)(i)、<sup>5</sup>20.(b)又は<sup>5</sup>20.(c)のいずれかの規定によつて認定された国際出願口としなければならぬ。

(昭らかな誤りの訂正)

第三十八条の二の二 特許庁長官は、規則<sup>3</sup>91.(f)の規定によつて規則<sup>1</sup>に基づく訂正を認めない場合は、出願人に對し、相当地期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

2 前項の意見書は、様式第五十一の二によつて作成しなければならない。

第三十八条の十三の二「十九回七十年六月十九日」にハシハシで作成された特許協力条約に基づく規則」を「規則」に改める。

様式第五十一の次に次の二様式を加える。

様式第52の2（第38条の2の2及び第38条の2の3関係）

意 見 書

特許庁長官

殿

- 1 國際出願の表示
- 2 出願人（代表者）  
氏名（名称）  
  
あて名  
国籍  
住所所
- 3 代理人  
氏名  
あて名  
  
（印）
- 4 通知の日付
- 5 意見の内容

## 6 添付書類の目録

### 〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第52の3（第38条の2の2関係）

特許協力条約に基づく規則82の3.1による請求書

特許庁長官 殿

1 國際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称）  
⑩

あて名

国籍

住所所

3 代理人

四

四

અનુભૂતિ

〔備考〕

- 1 「請求の内容」の欄には、請求に係る書類名及びその提出日を記載する。
  - 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

## (実用新案法施行規則の一部改正)

**第三条** 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「特許法施行規則第三十ノ条の六」を「特許法施行規則第三十ノ条の一の二」第三十八条の一の三、第三十八条の六に改め、「除く。」の下に「国際出願日の特例、明らかな誤りの訂正、」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

### (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

### (特許法施行規則等の改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二及び第三十八条の二の三（第三条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。